

予、新しき社会秩序を建設し得ることを確信す。

従つて、我東京聯合会は、加盟組合と共に労働社会

之の基礎を確立せんが爲め、未組織労働者の組織

協約権の確立、罷業基金の充實、労働争議の統制、教育、

共済施設の完備等に努力せらんとすることを希望する。

我等が不拔の確信と、断乎たる勇気のみが、日本の

運動の前途を打開し、其威力を増大するものなることを信ず

勇往邁進せんことを期す

三月十二日 日本労働總同盟 東京聯合会

日本労働
總同盟 東京聯合会規約草案

第一章 名称及組織目的

第一條 本會ハ日本労働總同盟東京聯合会ト稱ス

第二條 本會ハ東京府内ニ於ケル日本労働總同盟所屬ノ組合及支部ヲ以ツテ組織シ事務所ヲ東京市ニ置ク

第三條 本會ハ日本労働總同盟ノ綱領並ニ主張ヲ貫徹センが爲メニ、加盟組合及支部ノ緊密ナル連絡ヲ計ルヲ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達センが爲メ、左ノ部門ヲ置ク
組織部 教育部 筆議部 調査部 政治部

第二章 機関

第五條 本會ノ機関ヲ分カテテ大會、協議員會、執行委員會ノ三種トス

(イ) 大會ハ協議員及本會役員ヲ以ツテ構成シ毎年一回會長之ヲ召集ス但シ協議員會必要ト認メタル場合臨時之ヲ開催スルコトヲ得
協議員ハ各加盟組合支部員三名ニ定メ、割合ヲ以ツテ選出ス、大
會ノ議長副議長ハ出席代表議員之ヲ選舉シ議事ハ出席代表議員ノ過半数
ヲ以ツテ決ス、同數ノ場合ハ議長之ヲ決ス